

		19環境安全			
書名	海外の環境規制が我が国機械工業に及ぼす影響についての調査研究 - EU 環境規制調査検討専門部会報告書 ( ) -				
発行機関名	社団法人 日本機械工業連合会				
発行年月日	2008年3月	頁数	77頁	判型	A4

[目次]

- . REACH 規則に関する最新動向整理
  - 1. EU サイドの動向整理
    - 1-1. REACH 規則に関するその後の状況
      - 1-2. 化学物質庁 (ECHA) に関する動き
  - 2. 国内最新動向整理
    - 2-1. 日本政府の化学物質行政に関する動き
    - 2-2. REACH 対応に関するその他の動き
  - 3. 国内関連機関最新動向ヒアリング調査
    - 3-1. (社) 産業環境管理協会 REACH 登録支援室
    - 3-2. (社) 海外環境協力センター 化学物質国際対応ネットワーク
- . 国内関連機関アンケート調査
  - 1. 調査概要
  - 2. 調査の結果
    - 2-1. REACH 規則の認知
    - 2-2. 自社ビジネスへの影響
    - 2-3. EU 市場との関わり
    - 2-4. 化学物質情報管理体制
    - 2-5. 化学物質情報管理
    - 2-6. 高懸念物質について
    - 2-7. 化学物質の意図的放出について
    - 2-8. 「REACH 規則」に対応するための課題
    - 2-9. 期待するサポート
    - 2-10. 国や業界団体に求める情報 / 提供方法
    - 2-11. 自由記述
- . REACH 対策上の課題整理(アンケート調査結果から)
  - 1. 中小企業の対応問題
  - 2. 情報の不足について
  - 3. サポートへの期待内容
  - 4. 機械メーカーの懸念ポイント
- . 欧州現地調査結果
  - 1. 欧州現地調査の概要
  - 2. 現地ヒアリング調査結果
    - 2-1. VDMA (ドイツ機械工業連盟)
    - 2-2. Linde 社
    - 2-3. A 社 (日系化学メーカー欧州商事拠点)
    - 2-4. John Deere 社
    - 2-5. JCCE (Japan Chemical Companies Council in EUROPE)
    - 2-6. B 社 (日系総合商社ドイツ法人)
    - 2-7. TUV Rheinland 社
    - 2-8. JETRO プラハ事務所
    - 2-9. C 社 (チェコ国内に製造拠点を持つ日系メーカー)
- . 我が国機械産業への影響評価と課題整理
  - 1. 我が国機械産業に今後想定される影響
    - 1-1. 我が国機械産業への影響
    - 1-2. サプライチェーン遡及による業界影響
    - 1-3. 仕入れ・製造への影響
    - 1-4. 業種、企業規模等による影響度評価
    - 1-5. 川下ユーザー、消費者への情報提供義務

2. 我が国機械産業に求められる対応
  - 2-1. REACH 対策の優先順位に関する考え方
  - 2-2. 環境コンサルティング企業への委託に関する考え方
  - 2-3. 同一業界での共同取組み
  - 2-4. 中小企業への影響に関して
- . REACH 関連情報サポートのあり方
  1. REACH 関連情報提供の現状
    - 1-1. 国および関連機関レベルでの企業サポート状況
    - 1-2. 業界団体レベルでのサポート状況
  2. 機械産業が期待するサポートに関する考察
  3. 業界団体としてのサポートの方向性

## [概要]

RoHS 指令、WEEE 指令、REACH 規制など EU 加盟国で機械製品に係わる規制が強化されている。この動向は、機械製品輸出企業のみならず、サプライチェーンでつながる部品、部材メーカーまで大きな影響が及ぶことになる。この流れは EU にとどまらず、米国や中国など世界各地に広まりつつあることから、EU 規制の動向をいち早く適格に捉え対応してゆく必要がある。このため、特に影響が大きいと考えられる REACH 規則を中心に、国内外の企業や関連機関の認識状況や対応状況等を把握し、我が国機械工業への影響と今後の取り組み課題について調査を実施した。なお、本事業における具体的調査は、(株)東レ経営研究所に委託して実施した。

### 1. REACH 関連最新情報の整理

昨年度調査から今年度までの間には、2007 年 6 月 1 日に REACH 規則が発効し、同時に化学物質庁が正式稼働に向けた準備を開始するなど、REACH 規則に関してもいくつかの動きがあった。

REACH は 2008 年 6 月 1 日から予備登録がスタートする予定であり、発効後 1 年で法として本格的な運用が始まる。しかし、その一方で重要な規制対象物質である高懸念物質 (SVHC) リストが未公開であり、また、成形品メーカーにとっては特に重要な REACH ガイドンス文書 (REACH Implementation Project=RIP) である RIP3.8 の最終決定稿が発表されていないなど、不透明な部分も残っている。

RIP3.8 の最終ドラフトに対しては様々な業界から意見・要望が寄せられているとみられることから、これらを加味してある程度の修正や追加、たとえば定義付けをより明確にするための例示が最終決定版で追加されるといった可能性はある。

たとえば「意図的な放出」の具体例が RIP3.8 の最終ドラフトではいくつか示されているが (フェルトペンのインク、ガラスクリーニングワイパーの洗剤、匂い付き消しゴム等) 最終版では「意図的な放出の例 (あるいは、そうではない例)」としてさらにいくつかの具体例が提示され、メーカーが判断する上での多少の助けになるということは期待できる。

ただ、そういった例示が追加されたとしても、依然として「判断に迷う余地」というのが相当残ることが考えられる。

### 2. 国内最新動向整理

#### わが国の化学物質規制行政

REACH の制定・発効だけではなく、欧米や中国等の国々でも化学物質管理に関する規制の動きは強まっており、日本政府内部にもこういった国際的な趨勢に対応しようという動きが見られる。

その端的な例が化学物質審査規制法 (以下、化審法) 見直しの動きである。同法は 2003 年に改正されているが、新たな改正に向けた検討が始まっている。

今回の化審法改正が日本版 REACH 策定を目指すものであると現段階で断定はできないが、REACH を意識した内容になる可能性は念頭に置く必要がある。また、こういった動きに象徴されるように今後 REACH が「EU だけの特殊な化学物質規制」ではなくなる可能性も指摘できよう。

#### 登録支援サービス等の拡大

REACH で化学物質庁に対して登録を行えるのは EU 域内の製造者・輸入者などに限られ、域外企業が登録しようとするれば EU 内に「唯一の代理人 (Only Representative)」を置き、彼らを通じて行う必要がある。

「唯一の代理人」とし得る相手とは具体的にどのような企業なのかという点について昨年度調査の段階では情報が乏しかったが、この一年の間にはテュフ・ズードなどの海外コンサルティング企業に加え、(社)産業環境管理協会や(株)住化分析センターなどのように国内機関・企業が海外のコンサルティング会社と提携したり、海外法人を設置して日本企業向けに登録支援サービスを行う例が増加している。

### 3. 国内機械産業の REACH 対応状況の調査・分析

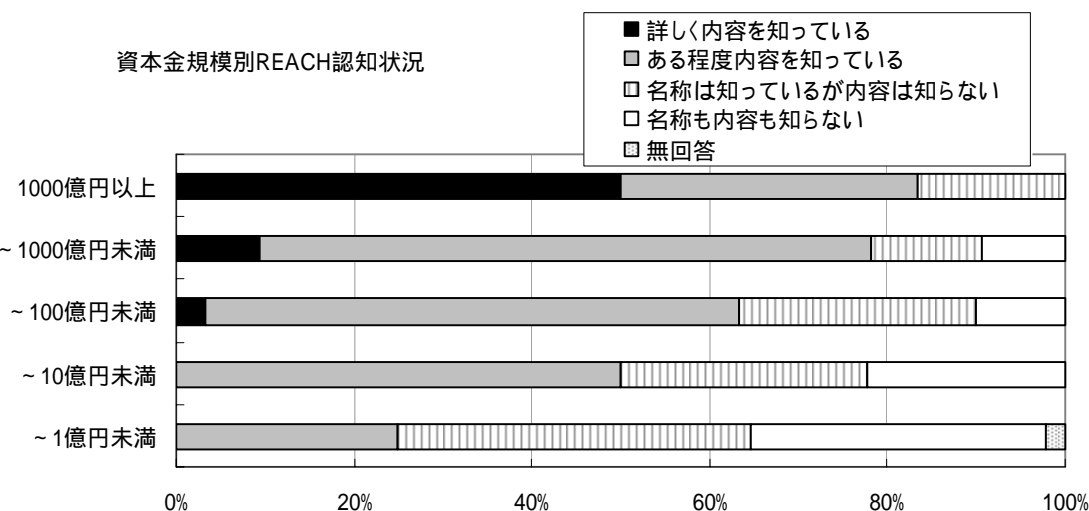
今年度調査で実施したアンケート調査の概要は以下の通りである。

調査方法：調査対象 自記式郵送法  
 調査対象 電話依頼の上、自記式郵送法  
 調査期間：平成 19 年 8 月 23 日～9 月 21 日（締切日 9 月 14 日）  
 調査対象：  
 日機連の EU 新環境規制調査検討専門部会の委員および、循環型社会研究委員会の委員、及び上記 2 委員会以外の日機連担当窓口（全 49 先）  
 調査対象：  
 日機連団体会員 22 工業会（協会）の正会員より、200 社を抽出。  
 回収率：  
 送付 249 社に対し、有効回答 139 社。有効回答率は 55.8% と非常に高率であり、機械業界の REACH に対する関心の高さを伺わせる。

アンケート調査結果のポイントとしては以下の諸点が指摘できる。

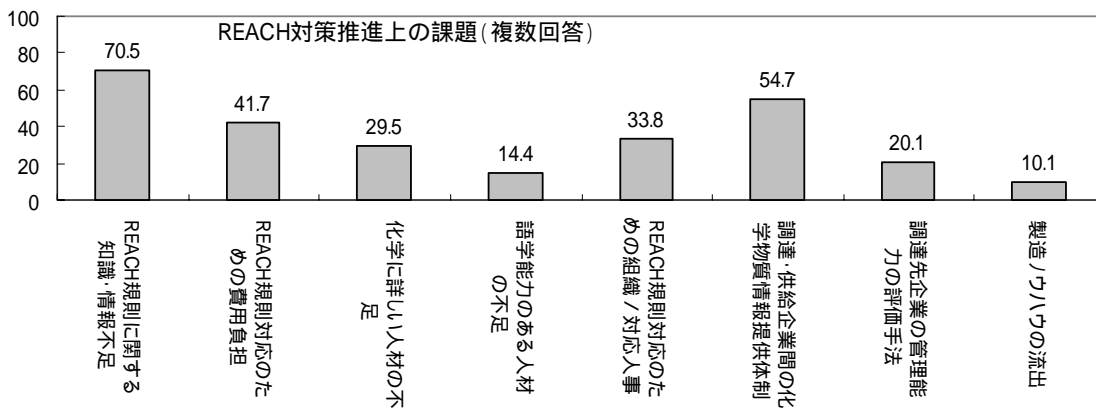
#### 1) 中小企業の認識・対応の遅れ

REACH に対する認知度を企業規模（資本金）別に見ると、企業規模が小さくなるほど REACH の認知度も低下するという顕著な傾向が認められる。資本金 1 億円未満の企業では REACH について「ある程度知っている」という回答も 25%、つまり 4 社中 1 社にとどまっており、大企業との認知度の差は極めて大きい。



#### 2) 情報不足に対する危機感

REACH 対策を進めていく上での問題になる要素に関して、「知識・情報の不足」を指摘する声が多く、次いで「調達・供給企業間の化学物質情報提供体制」という回答が多い。言い換えれば、個々の企業単位で持つ REACH 情報の量的・質的向上と、サプライチェーンという一つの企業群としての対応が課題として認識されていることがわかる。



### 3) 機械メーカーの懸念ポイント

今回のアンケート調査における自由回答で知りたいことの具体的なポイントとして言及されている例が多いのが「意図的な放出の判断の難しさ」と「SVHCをはじめとする規制対象物質リストが未公開であること」に関する指摘である。

前者は定義・解釈が極めて不明確なために、後者については具体的物質リストがまだ公開されていないために対応が難しくなっており、それが機械メーカーにとっても大きな問題になっている。

### 4. 欧州現地動向調査

2007年の10月に欧州現地動向調査を実施。訪問先は以下の通りである。

日付	国・都市	ヒアリング先
10/22 (月)	ドイツ フランクフルト	・VDMA (ドイツ機械工業連盟) (Verband Deutscher Maschinen und Anlagenbau e. V.)
		・Linde社 (フォークリフトメーカー大手)
		・A社 (日系化学メーカーの欧州商事拠点)
10/23 (火)	マンハイム	・John Deere社 (トラクター等、農機具大手、本社は米国)
10/24 (水)	デュッセルドルフ	・JCCE (Japan Chemical Companies Council in EUROPE) (欧州に拠点を持つ日本の化学メーカーによる協議会)
		・B社 (日系総合商社のドイツ法人)
10/25 (木)	ケルン	・TUV Rheinland (ドイツ国内の環境コンサルティング企業大手)
10/26 (金)	チェコ プラハ	・JETRO プラハ事務所
		・C社 (チェコ国内に製造事業所を持つ日系メーカー)

全体的な傾向として指摘できることは、欧州の機械メーカーも REACH に対しては強い危機感、負担感を持っているということであり、その危機感を集約すると以下の諸点にまとめられる。

#### 1) 仕入れ品の途絶

機械メーカーが調達していた材料が、REACH によって「製造が(あるいは輸入が)ストップする」という可能性は機械メーカーにとって重要なリスクとなる。数少ない、あるいはたった1社からの供給に依存していた特殊な材料の供給が REACH のために途絶するというリスクを成形品メーカーは抱えるわけであり、これは機械を初めとした成形品メーカーにとっては死活問題にもなり得る。

#### 2) 知的財産の流出

実際にあった例だが、ある会社がネジを止める接着剤の代わりに特定のマニキュアを使っていた。REACH 規制がかかった場合、マニキュアメーカーが用途として「爪に塗る」ことで登録しても「接着剤」としての用途も一緒に登録してくれる可能性はない。その会社はマニキュアメーカーに対して「ネジ用接着剤としての用途も登録して欲しい」と依頼するかもしれない。

ネジ用接着剤という用途も含めて登録されればその会社はそのマニキュアをそれまで通り接着剤として使い続けることができるが「マニキュアをネジの接着剤に使う」というノウハウは他企業に流出することになる。

製造工程で使う切削油に独自ノウハウで添加剤を混ぜるといった使い方も「登録用途」からはずれば同じ問題に直面することになり、REACH が機械メーカーの製造ノウハウ流出という危険を招く。

#### 3) 国際的な技術競争力の低下

例えばいろいろな材料のテストをするような場合に複数の薬剤を様々な調合比率で混ぜて試験を繰

り返すような場合もある。

だが、REACH では「登録された用途」以外での使用は出来ないことになるから、例えば材料 A と材料 B を混ぜるといったような「新しいテスト」は行えないということになる。

また、REACH 規制そのものが厳しいため、REACH 規則のない EU 以外の地域、例えば南米に工場を移転し、EU 以外から材料を仕入れ、EU で作るのよりも安く製造した上で EU 以外の地域で売るという形が増えることも十分予想される。

## 5. 我が国機械産業への影響評価、情報サポートに関する考察

### 1) 機械メーカーとしての REACH 対応の考え方

成形品メーカーが REACH において課せられる義務は、単純化すれば 7 条の規定された二つの義務、それに 33 条に規定された「消費者・川下ユーザーへの情報提供」という三つに集約できる。

意図的放出物質が一定量以上ある場合の登録義務（7 条 1 項）

SVHC を一定量以上含有する場合の届出義務（7 条 7 項）

川下ユーザー・消費者から要望があった場合の SVHC 含有情報提供義務（33 条）

このうち、[2](#) については 2011 年 6 月 1 日からのスタートであり、また、[3](#) については [4](#) 章で触れたように SVHC 物質リストの公開は「2009 年 6 月 1 日までに」と定められている。

一方、[2](#) については予備登録が 2008 年 6 月 1 日から始まることが決まっており、予備登録期間が 6 ヶ月間であることもはっきりしている。

従って、機械メーカーにとって最も優先すべきは上述 [2](#) ~ [3](#) という三つの義務のうちの「意図的放出物質の予備登録」への対応であると言える。機械産業に対する REACH 情報サポートという面でもこのような優先順位をつけた取り組みが重要であることを中小企業等に伝達する必要がある。

### 2) 機械メーカーへの情報サポートのあり方

アンケート調査の結果などからも我が国の機械産業、特に中小企業をサポートするためにはまず的確な REACH 関連情報を提供することが求められる。我が国の機械メーカーに的を絞った REACH 情報サポートに際しては業界団体の位置づけが重要になり、そのサポートの方向性としては以下の諸点が指摘できる。

#### 機械業界全体への情報サポート

REACH は非常に複雑・膨大な規制であり、全てを理解するのは極めて困難である。上でも指摘したように「成形品メーカーに求められる対応」に絞り込んだ情報提供を行うことが有効と考えられる。情報提供の方法としては地方の中小メーカーをケアするという意味からも、ネットやパンフレットなど、地方のメーカーでも REACH 情報を収集できるような方法を検討することが必要であろう。

また、経済産業省が来年度以降に国としてさらなる支援策を打ち出す可能性が考えられることから、その動向を注視し、国+業界として相乗効果の期待できるようなサポート策を検討することも留意しておくべきポイントであろう。

#### 業界単位でのサポート

同じ機械産業ではあっても業種・業界によって特性の差は大きい。業種や製造品目の特性を考慮した上での具体的な REACH 対応の検討となると、同業メーカーが集まった工業会単位での取組みも重要となる。

また、各工業会加盟メーカーには中小企業も多く含まれていることから、中小企業を意識し、業界特性を踏まえた上で実践的な REACH 情報を提供するなどのサポートが果たす意味は大きいと期待される。

#### 継続的な REACH 情報収集と発信

REACH 規則に関してはまだ不明な部分、未公開の部分などが残っており、その一方で化学物質庁の本格的稼働や予備登録は 2008 年 6 月から始まる。また、日本でも化審法の改正に向けた検討が始まるなど、今後も継続的に注視すべき動きは内外に存在している。従って、今後も REACH 関連動向や日本での法改正動向、企業の対応動向などをウォッチし、その情報を我が国の機械産業にフィードバックすることは業界団体に期待される重要な役割といえる。

以上